

みやけの風

第 88 号

平成14年(2002年)7月27日(土)発行
 発行：三宅島災害・東京ボランティア支援センター
 発行責任者：上原 泰男
 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 10階
 東京ボランティア・市民活動センター気付
 TEL：03-3260-7573 FAX：03-5229-1646
 E-mail：tokyocenter@cmpo.org

「や〜っと蝉も鳴き出したな」「な〜んたって台風が二発も来ちまったもんだから、空も秋の雲だじよ」「だ〜から。蝉も調子狂っちゃったじゃねえ?」「東京の蝉はミ〜ン、ミ〜ンって、あれにそばで鳴かれんとけ〜っこうウッセエぞ」「あのチッコな体でな」「7年も土ん中にいただから、やっとオラの番だって張り切ってんずらじよ」「そう考えれば、ハイ、思いっきり鳴かしてやるべな」「だから」

みんなの声

駐在所だより たかお

かあちゃんの駐在日記より

昨年、六月十七日父の日、朝日新聞の欄に、三宅島の中野医師の記事が出ていました。懐かしさに読み始め、亡くなられたという、衝撃の事実を知りました。

私たちが、三宅島にいたときは、現在のような中央診療所はなく、各地域に診療所がありました。中野先生との出会いは、坪田診療所にいらしたとき、当時小学校一年生の娘が、校内検診で『滲出性中耳炎』といわれ、診察を受けたのが最初です。また、駐在所だより『つぼた』へ、破傷風の危険について、談話を載せさせてもらったこともありました。

島にいて、なにが心配かといえば病気のことです。それでもうちの子もたちは、都会より島の空気があっていたらしく、内地にいたころ月に一回は病院のお世話になっていたのが、嘘のように病院通いがほんとに少なくなっていました。しかし、耳鼻科などの専門医はなく、とにかく一度は内地で診察を受けなければなりません。

そのときもそういうことになり、中野先生は「島で出来る治療法があればやってみたいから、できるだけ詳しく治療法を聞いてきてください」といつてくださいました。

内地での診療を終え、再び診療所へ行くと、耳の中をのぞく漏斗のような器具を出

されて「これを取り寄せました」と、娘を診療されました。

私は医学のことはわかりませんが、先生ができるだけ多くの病気を診て下さろうとしていることを感じて、心強く思いました。それまでは、僻地派遣の医師が数ヶ月交代で診療所を支えていたのですが、先生から「できたら、ここに住みたい」とうかがい、島の人たちのためにほんとうにうれしく思ったものです。

私たちは2年半という任期が終われば、医療の不安からは開放されます。でも、島の人たちは、それからは逃れられないのです。それを考えた時、中野先生の存在は島の人たちにとって、重要なものになると確信しました。

それから10年が過ぎ、ご自分で診療所を開業されたと聞いていましたが、そこへまたまた、娘がお世話になったのです。

島へ遊びに行ったのに、けがをしてしまった娘には気の毒でしたが、島にとけ込まれて仕事をされている、中野先生とお会いでき、うれしかったことが思い出されます。

中野先生の訃報の記事を読みながら涙したのがつい昨日のようですが、月日は流れてしまいました。島にいたころの感謝の気持ち、遅すぎるでしょうけれど、天国の先生に届けばと、書かせてもらいました。

(高尾警察署高尾下駐在所 元坪田駐在 假屋 照香)

衆議院災害対策特別委員会での決議

平成14年7月19日に出席された衆議院災害対策特別委員会での決議文は、5月16日の特別決議から、より踏み込んだ内容になっています。以下に掲載いたします。

三宅島の災害対策に関する決議

平成十四年七月十九日
参議院災害対策特別委員会

平成十二年七月の三宅島雄山の噴火から既に二年が経過している

—中略—

この間、国、都及び村において様々な支援措置が講じられており、とりわけ都においては、独自の被災者生活再建支援金の支給を始め、保健衛生、住宅、農林水産業、中小企業、雇用・就業、就学等、諸般の分野で対策が講じられている。しかし、行政は、村民が各地に散在して生活しているため、その効率が低下し、村民は、長期に及び避難生活から安定的な就労や進学が困難となり、生活の困窮と精神的な疲労はその度合いを増している。

—中略—

三宅島は、村民の故郷であり、生活の足場である。現在、帰島後に向けて村の復興計画が検討されているが、生活の目途が立たない限り、その足場を島外に求めざるを得ないという村民もあり、一刻も早い復旧、復興が求められている。しかし、村の財政基盤は脆弱であり、また、避難生活は更に長期化する懸念もあることから、国家的見地からの救済が必要であり、政府においては財政措置と行政施策に最大限の対応が要請される。

こうした状況を踏まえ、政府は、早急に島の復興と村民の生活の安定を図るため、都及び村と緊密な連携を図りつつ、左記の事項について積極的に施策を講じるとともに、順次予算編成に反映するよう努めるべきである。

- 一、村民の生活支援に際し、村民の意向を十分に踏まえた措置を講じるとともに、教育、就労、健康等のための相談体制の充実を図り、精神的ケアについても支援策を講じること。
- 二、災害支援におけるボランティアの果たす役割の重要性にかんがみ、NPO等との連携を図りつつ、ボランティア活動の環境整備に努めること。
- 三、被災者の避難が長期化していることにかんがみ、三宅島火山活動災害に係る特別立法の制定に向けた要望も踏まえつつ、生活支援に関する既存制度の弾力的運用及び拡充を図り、被災家屋の再建等のための円滑な措置等を含め更なる支援措置の実施について検討するとともに、帰島後の生活及び事業が速やかに再開できるよう被災者対策に万全を期すこと。
- 四、避難生活においては就労が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、公共事業における就業機会の優先確保、緊急地域雇用創出特別交付金事業の弾力的活用等の就業対策の充実にも努めるとともに、島の本格的復興事業にできるだけ早く着手することにより雇用機会の確保を図ること。
- 五、児童・生徒の円滑な就学・進学に資するよう教育資金の援助に特段の配慮を払うとともに、児童・生徒の意向、将来の動向をにらみながら島における教育体制の見直しについて早期にその方向性を示すこと。
- 六、村民にあっては帰島が当面の課題であることから、一時帰島に要する費用の軽減措置を講じるとともに、帰島時の村民の安全確保に万全の対策を講じつつ一時帰島での宿泊滞在が可能となるよう措置すること。
また、帰島プロセスの在り方について、段階的・部分的帰島の可能性を含め、専門家の協力を得ながら、広範な観点から検討すること。
- 七、活動火山対策特別措置法に基づく避難施設緊急整備地域に指定されたことを踏まえ、村民の滞在型の一時帰宅及び本格的帰島に備えたクリーンハウスの早期設置を促進するとともに、本格帰島の時期を勘案しながら早急に避難施設緊急整備計画の下で道路、港湾、広場、各地区の退避施設等の整備を推進すること。
- 八、三宅島が地震防災対策強化地域に指定されたことにも留意しつつ、火山との共存を図るという観点から防災しまづくりについて検討し、避難救援手段を確保するため、本格帰島の時期を勘案しながら道路、港湾等の施設を早急に整備すること。
- 九、三宅島の早期復興に向けて、ライフラインの復旧を確実にするとともに、交通アクセス及び産業基盤の整備を推進し、国、都及び村の役割分担の下で、観光関連業、農林水産業、商工業等を中核とする地域振興について各般にわたる方策を検討すること。
- 十、火山活動に関する研究機関相互の一層の連携を図ることにより火山研究の推進に努めるとともに、三宅島火山活動の監視・観測体制の充実強化を図り、正確で迅速な火山情報の提供を行うこと。
右決議する。